

第10期中野区健康福祉審議会 地域福祉・成年後見部会（第7回）

開催日 令和5年11月10日（金）午後7：00～8：00

開催場所 中野区役所 第8会議室（7階）

出席者

1. 地域福祉・成年後見部会委員

出席者 稲葉 剛、奈良 浩二、小野 武、黒木 伸子、宮澤 百合子、白岩 裕子、丸山 貴士

2. 事務局

健康福祉部 福祉推進課長 中谷 博
健康福祉部 スポーツ振興課長 鈴木 康平
健康福祉部 障害福祉課長 辻本 将紀
健康福祉部 障害福祉サービス担当課長 大場 大輔
健康福祉部 生活援護課長 葉山 義彦
健康福祉部 保健企画課長 中村 誠
区民部 文化振興・多文化共生推進課長 富士縄 篤
地域支えあい推進部 地域活動推進課長 高橋 英昭
都市基盤部 住宅課長 落合 麻理子

【議 事】

○中谷福祉推進課長

それでは、時間前ですけれども、皆さんおそろいになりましたので、審議会を始めさせていただきます。本日、和気部会長が体調不良で急遽、欠席のご連絡がありましたので、開始に当たりまして、稲葉副部会長にご挨拶、それから今後の進行のほうをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○稲葉副部会長

よろしくお願いいたします。急遽、司会を務めさせていただくことになりました副部会長の稲葉です。よろしくお願いいたします。

では第7回地域福祉・成年後見部会を始めたいと思います。本日は急な雨もありまして、本当につい最近まで最高気温が25度を超えていると思ったら急に、多分これから雨が降るたびに気温が下がっていくという、寒暖の差が激しい日が続いておりますけれども、部会もいよいよ大詰めになっておりますので、粛々と進めたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず福祉推進課長から、欠席のご確認と資料の確認をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○中谷福祉推進課長

私のほうから、まず欠席の委員の方のご確認をしたいと思います。先ほど申し上げましたように部会長の和気先生、それから荒岡委員、松山委員、保田委員から欠席のご連絡をいただいておりますので、4名の方が欠席となっている状況です。

それから配付資料の確認ですけれども、事前にお送りした本日の次第、それから資料

の1番として健康福祉総合推進計画（素案）の概要版、それから資料の2といたしまして総合推進計画（素案）の抜粋ですね。地域福祉計画と成年後見制度利用促進計画の部分で、88ページまでのものとなっております。

それから、本日追加で配布した資料といたしまして、保田委員から、事前に書面でいただいたご意見がA4で1枚のもの。それから、健康福祉総合推進計画の意見交換会のチラシが1枚となっております。足りないもの等ありましたら、挙手いただければ職員が参りますのでよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、私からは以上です。

○稲葉副部長

では、議題に移りたいと思います。本日の議題は、①中野区地域福祉計画（素案）について、2つ目が、中野区成年後見制度利用促進計画（素案）についてということになっております。まず議題1の地域福祉計画（素案）について、お願いいたします。

○中谷福祉推進課長

議題1番の地域福祉計画の素案について、私のほうでご説明したいと思います。資料の素案の概要版をベースにしつつ、必要に応じて素案の抜粋のほうもご覧いただきながらご説明したいと思います。

まず概要版のほう、表紙からご覧いただきたいと思うんですけども、「計画の策定目的と基本目標」ですが、「健康福祉都市なかの」の実現に向けて、中野区における健康福祉を計画的に推進していくということを目的とするもので、実現を目指す「健康福祉都市なかの」のまちの姿といたしましては「区民の誰もが、心身ともに健やかで、個人としての尊厳が保たれながら、自立した生活が営まれるまち。そのために必要な保健福祉のサービスが、公私のパートナーシップに基づいて地域で総合的に提供されるまち」としまして、現行の計画と同様の内容となっております。

そして、「健康福祉都市なかの」を実現するための4つの基本目標を掲げております。1つ目が、誰もが安心して暮らせるまちづくり。2つ目が、健康でいきいきとした生活の継続。3つ目がみんなで支えあうまちづくり。4つ目が、住み慣れた地域での生活の継続です。こちらの内容も現行の内容を踏襲してございます。

次に2の「計画の位置づけ」についてご説明いたします。「中野区健康福祉総合推進計画」は中野区の基本計画に基づく健康福祉に関する個別計画で、9つの計画を包含する総合的な計画として位置づけるものでございます。そのうち「地域福祉計画」は、福祉分野の上位計画であり、各個別計画に共通する概念である地域福祉を推進するための基本指針となっております。

各計画の根拠となる法令につきましては、次の2ページ目の上のほうの表に記載のとおりとなっております。

次に「計画の期間」についてですが、上の3つ、地域福祉計画、成年後見制度利用促進計画、それからスポーツ・健康づくり推進計画は、令和6年度から10年度までの5年間で、そのほかの高齢福祉関係と障害福祉関係の各計画につきましては、令和6年度から令和8年度までの3年間となっております。

次に「中野区の現状、地域福祉を取り巻く状況」につきましては、こちらのほうに記載のとおりとなっております。

次に、ここから「地域福祉計画」についてご説明いたします。4つの基本目標を掲げておまして、それぞれ2つの施策を定めている構造となっております。

まず基本目標1「誰もが安心して暮らせるまちづくり」につきましては、人権の尊重と権利擁護の推進、それから暮らしやすい生活環境の整備、2つの施策を定めまして、

それぞれ主な取組を9つと3つ定めています。

この中で、審議会からいただいた答申の内容を盛り込んでいる部分なんですけれども、施策1の2番目の「性的マイノリティに関する理解の促進」につきましても、素案の抜粋の分厚いほうの38ページをお開きいただければと思います。上から2つ目の取組、「性的マイノリティに関する理解の促進」。これに関しては高齢者に向けたアプローチについての記載のあたりが、答申の内容を反映している部分になっています。

それから、次の「職員向け人権研修の実施」、これに関しては、マイノリティの差別などについて、職員向けの研修を実施するというあたりが盛り込まれた部分。

それから、次の「相談環境の充実」については、SNSを利用するなどによりまして、相談しやすい環境の整備を検討するというあたりです。

それから、次の「高齢者・障害者の虐待防止施策の充実」につきましても、(3)の部分で、リーフレットやセルフチェックリストなどの作成・配布によって、地域における高齢者の人権擁護の機運を醸成するというあたりですとか、また民生委員との連携についての記載あたりが盛り込まれている部分です。

それから、次の39ページ一番上の「子どもの虐待防止施策の充実」の(2)の記載。それから、39ページ一番下の「多文化共生社会の推進」、40ページにかけての記載、全体にわたって答申の内容が盛り込まれているような記載となっています。

それから次が、基本目標の2「健康でいきいきとした生活の継続」ですが、全体のイメージは、概要の3ページのほうに戻って見ていただければと思います。施策は2つ、「健康的な生活習慣の定着」と「交流の場や機会の充実」を施策として定めています。この中でそれぞれ6つと8つの主な取組を掲げています。特に答申の内容を盛り込んだところをご紹介しますと、施策の3の「健康的な生活習慣の定着」につきましても、抜粋のほうの46ページをお開きください。一番上の(1)スポーツ活動の場の確保・充実という記載ですとか、(4)のトップアスリートや企業・大学等との連携により、スポーツの魅力を伝える取組の推進。それから47ページの「健康づくり施策の推進」の中の(2)ライフステージに応じた健康づくり施策や長期の座位時間の削減といったあたりが盛り込まれた部分です。それから最後の、「学校部活動における地域人材の活用」の記載も答申内容に沿った内容となっています。

それから、次に施策の4番「交流の場や機会の充実」の中では、素案の抜粋の50ページをご覧ください。上から2つ目「高齢者の居場所や活動の場づくりの推進」の中では、社会状況の変化に対応した高齢者の居場所や活動の場づくりを進めていくといった記載。それから51ページの「子どもたちの安全・安心な居場所づくり」の(2)北部地域におけるフリーステップルームの整備について検討するといったあたりですね。

それから最後「障害者の就労支援」については、全体的に答申の内容を盛り込んだものとなっています。

それからまた概要の4ページをご覧ください。基本目標の3「みんなで支えあうまちづくり」につきましても、施策5「地域における支えあい活動の推進」と、施策6「多様な課題を抱えた人への支援」、この2つを施策として定めていまして、それぞれ5つと6つの主な取組を掲げています。

施策5の取組につきましても、素案の抜粋の54ページをお開きください。2つ目の「見守り・支えあいの推進」の中では、(1)の若年層や中高年を地域に取り込むためのアプローチの検討ですとか、(2)のICTを活用した地域における見守りの検討、それから(3)の協定締結事業者を増やして積極的な働きかけを行うといったあたりです。

それから3つ目の取組の「新たな担い手の育成・支援」に関しては、負担感が強いとか、大変そうといったイメージを払しょくできるような地域活動への意識の醸成といった記載。それから(3)の部分で、子育て支援に関心がある層への研修体制の確立と、

それから関心が薄い層に関しては理解の促進といった記載ですね。

それから、55ページの一番最後の「ヤングケアラー支援」の記載が、答申の内容を盛り込んだ部分になります。

それから、施策6につきましては、58ページ、59ページのあたりをご覧ください。58ページの一番上の「生活困窮者に対する包括的な自立支援の促進」については、一般的に内容を盛り込んだ部分です。

それから、次の「生活困窮家庭への支援」につきましては、生活困窮者世帯の小学5年生から中学3年生を対象とした学習支援のあたりの記載。

それから、次の「再犯防止や更生保護に向けた理解促進と関係機関との連携」につきましては、一般的に答申の内容を盛り込んだ部分になっています。

それから59ページの「犯罪被害者等を支える環境づくり」につきましては、(1)の関係団体や関係機関と連携するなど相談支援体制の構築といったあたりですとか、(2)のSNSの活用といった相談しやすい環境の整備、それから(3)の普及啓発のあたりが答申の内容を盛り込んでいる部分になります。

それから、最後の「認知症への理解促進と地域での対応力の向上」につきましては、(2)の部分で、認知症サポートリーダーの養成と、それから活躍の場の拡充といったあたりの記載が盛り込まれた部分となっています。

また、概要の4ページの最後の部分で基本目標4「住み慣れた地域での生活の継続」につきましては、施策7「包括的な相談支援体制の充実」と、施策8「適切な福祉サービス・医療を受けられる環境整備」といった構成になっています。それぞれ10と8つの主な取組を掲げています。

施策7につきましては、素案の抜粋の62ページをお開きください。一番上の部分「地域包括ケア体制の構築の推進」につきましては、地域におけるコーディネート機能の向上や、アウトリーチチームの対応力、連携の強化を図るといったあたり。それから最後の行で、自ら区へアクセスすることが難しい区民に対するアプローチの検討や推進といった記載があります。

それから、その次の「活動を推進するための地域拠点の整備」につきましては、地域包括支援センターの担当地域・圏域について、対象人口や担当範囲を踏まえながら再編を進め、より身近な地域で専門的な相談支援ができる体制を整備するといったあたりが答申の内容を反映している部分になります。

それから、63ページの上から2つ目、「住宅確保要配慮者に対するきめ細やかな相談支援体制の構築」や、一番最後の「犯罪被害者等への相談支援体制の充実」の記載について、答申の内容を盛り込んでいる部分になります。

それから最後、施策の8番につきましては、素案の抜粋の66ページ、67ページのあたりをご覧ください。66ページの上から2つ目の取組で「福祉・介護人材の確保、育成、定着の取組の推進」については、(1)で、イベント等を通じてやりがいや魅力を発進するといったことによりまして、人材の確保・定着を促すというあたり。それから(2)の研修費用や資格試験の受験費用を助成するなど、スキルアップにつながる取組を実施するといったあたりが盛り込んだ部分です。

それから、そのページの一番下の「精神障害者の地域移行の推進と体制整備」のうち、一番最後の、退院後の受け皿として、共同生活援助の利用が見込まれる方の数を勘案して生活基盤の整備を進めるというくだり。それから次のページの「障害者の地域生活を支える拠点整備」の(1)江古田三丁目の区有地を活用して、身体障害者と知的障害者を対象とした地域生活支援拠点を整備するといったあたりが、答申の内容を反映する部分となっております。

駆け足になりましたが、地域福祉計画の素案の概要としましては、以上が説明となり

ます。今回、計画の内容についてご意見をいただき、次の案の策定、最終的な計画の策定のほうにつなげていきたいと思っておりますので、ご意見をいただければと思います。

また、かなり、総合推進計画自体がすごく分厚いので、短時間でお読みいただくのはすごく難しかったかなという思いもありまして、チラシのほうを追加で今日お配りしているとおりに、11月27日まで意見を提出することもできますので、もし後日、今日この場でいただけなかったご意見について、何かございましたら、別途いただくことも、メールやファクス、郵送、窓口などで意見の提出ができますので、できたらそっちなほうもよろしくお願ひします。

また、11月20日の月曜日の夜、それから11月25日の土曜日10時から11時半も意見交換会をやっていますので、どちらももちろん参加いただいても大丈夫ですので、よろしくお願ひします。

ご説明は以上です。

○稲葉副部長

ありがとうございます。地域福祉計画の素案について、具体的にこの会での議論をどこに反映しているかといったことを中心にご説明いただきました。それぞれご質問ご意見等いかがでしょうか。お願ひします。

○奈良委員

ご説明ありがとうございます。何点かご質問させていただきたいと思ひます。1点目は55ページのところなんですけれども、一番上の(4)区民活動センター運営委員会への支援を通じてということを書いてあるんですけれども、今のこの運営委員会の役割というのは、ここに書いてあるような、この地域団体の活動支援とかコーディネート機能の強化、それから新たな活動の担い手の育成と、こういうことは今現実に行われているんですけど、それで、そのところを、支援を通して強化をしていくというか、そういう方向性が今回ここで示されているということなのかどうか、まず確認させていただきたいと思ひます。

○高橋地域活動推進課長

地域活動推進課高橋と申します。私のほうからお答えいたします。運営委員会につきましては、主に地縁団体、町会・自治会様でありますとか、地域に密着した団体の活動支援を行っていただいているところでございます。

また、区民活動センターの職員などと一緒になって、その地域全体の団体に対しての情報共有でありますとか、それから別の機能も持っておりまして、コーディネート機能というような呼び方をしまして、いろんな団体さんであるとか人材を結びつけるというようなことをやっております。まだまだ不十分な部分もあると思ひますけれども、研修なども行っておりますので、こういった方向性で今後も計画していきたいと思ひしております。

○奈良委員

続けてよろしいですか。これまで議論をこの部会でもしてきた中で、答申にも入っているんですけれども、私、社会福祉協議会ですけれども、そういった立場で、こういうコーディネート業務とか機能とか、新たな活動の担い手ということで、社協の中でこういったものを期待しているということで、いろいろそういった声をいただひいて、答申の中にもそういった方向性が入っているのかなというふうに思ひていたんですけれども、ここは主語が区民活動センター運営委員会ということだったので、私どもの今まで

ずっとやってきていること、これまでやってきて積み上げてきたことと、そういったこととかなり重複しているのかなと思ひまして、運営委員会が新たにこういうことに業務を広げていくのかなというふうになんて感じたので、書きぶりがですね。その辺を確認させていただいたということ。

あと、運営委員会というのはもともと、私の認識では委託という形でやっているのかなというふうな思ひなんですけれども、区の委託業務ということは、区が主体ということ、区の業務というふうになんて捉えるべきものだろうと思ひなんです。そこを、運営委員会の支援を通してという、この表現が、何か運営委員会がそもそも主体的な活動の団体なんですけれども、区の委託業務をやっている中で、区の姿勢として、そこを、ちょっと言いにくいなんですけれども、委託ということを見ると、こういう書き方は、ちょっと何か、あまり適切ではないのかななんて感じましたので、ご意見として言わせていただきたいと思います。

続けていいですか。

○稲葉副部長

今の点、いかがでしょうか。55ページの(4)の主語をどうするかということも含めて。

○高橋地域活動推進課長

確かに運営委員会に対しまして、区のほうから委託はさせていただいているんですけれども、具体的な細かい内容について、例えば仕様書とかで定めるというよりは、可能な限り、運営委員会さんの自主性を生かしたような形での地域活動の活性化という形で進めていただいております。今までも運営委員会の支援というような言い方で、ほかの計画などでも、使わせていただいております。

区の職員と運営委員会さん、また社会福祉協議会さん、三者で研修などもこれまでに展開させていただいておりますので、重複する部分もあると思ひますけれども、そういった形で様々な活動主体が協力し合いながら進めていくべきものかなと思っておりますので、そういった考え方で、このような表記になっているということでございます。

○中谷福祉推進課長

若干補足で、いいですか。先ほど、社協と区民活動センター運営委員会では主語が、という話があったんですけれども。区民活動センター、ここは内容として、新たな担い手の育成支援の中の1つということで、地域団体の活動支援などの、コーディネート機能はいろいろあると思ひなんですけれども、その中の地域団体の活動支援、地域におけるコーディネート機能の強化ということで、区民活動センター運営委員会への支援を通してというのが主語的になってしまっているんですけれども、別な部分、62ページをご覧くださいんですが、包括的な相談支援体制の充実の中の「地域包括ケア体制の構築の推進」の中でも、上から2行目のところにコーディネート機能の向上というのがあって、実は、これだと逆に主語が不明確になっているんです。

この中には明記できなかったんですけれども、社協も入ってきて、区の直営の部分もあるし、社協さんをお願いしたい部分もあるし、いずれも主体ははっきりしない中で、主体は複合的にたくさん、重層的にある中で、総合的な相談機能と、地域におけるコーディネート機能の向上、さらにアウトリーチチームの対応力、連携の強化を図っていくということを一応書いていて、この中の主体の1つに社協さんも入っているという、一応、意図なんです。明示はしていませんけれども。

○奈良委員

ありがとうございます。今まさにおっしゃっていただいたんですけれども、主語がちょっと曖昧なので、先ほどのところもそうなんですけれども、お答えにあったように、運営委員会さんとか、あと区の、区活のアウトリーチチームとか社協とか、それぞれが同じようなことをやるというのは、それは別にいいと思っているんです。それぞれ役割も違いますし、同じ活動を、機能を果たしていくということは、それはそれでいいと思っているんですけれども、それぞれが連携してやっているということ、主語を明確に書いていただきたいなというふうに思います。

○稲葉副部長

では、主語の明確化についてもご検討いただければと思います。続いて。

○奈良委員

58ページのところなんですけれども、1つ目のところ。「生活困窮者に対する包括的な自立支援の促進」と、その下の「生活困窮家庭への支援」というところで、これは部会の中でも私、意見を言わせていただいたんですけれども、検討過程ですね。その下のほうの生活困窮、これが2つ分かれているというのが、行政の縦割りといいますか、仕事の役割分担でこういう2つになっているのかなというふうに思っていましたけれども。上は生活困窮者、下は生活困窮家庭への支援ということで、それぞれ、これ、本当は一体的なものではないのかなと。総合的に支援、一体的に支援していくものではないのかなというふうに思っていました。

特に下のほうの「生活困窮家庭への支援」の(1)学習支援ということで、学習支援だけになっているんですけれども、生活支援の部分、いろんな課題を抱えているご家庭のお子さんがいらっしゃると思うんですけれども、そういったところを総合的といいますか、一体的に支援していく生活支援というものが学習支援と結びついているんじゃないかと。そういう意味では、上の包括的な自立支援というところと、くくりとしては一緒なのではないかなというふうに思っています。ただ、生活援護課と子育て支援課と、今、現状分かれてそれぞれやっているということで、その辺がすごく、縦割り感といいますか、そういったものがここに見えているなというふうにちょっと感じました。

○中谷福祉推進課長

ご意見ありがとうございます。ただ、実際の構成というか、取組や施策の体系としてどうあるべきかというところで、案に向けて記載のほうをどのようにするか、検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○稲葉副部長

今ご指摘のあったところ、私も少し気になっておりました、生活困窮家庭、生活困窮のお子さんたちへの支援で、学習支援が重要だというのはもちろんそのとおりなんですけれども、ほかのところでも多分、お子さんたちへの支援ということについては書かれてはいるんですけれども、ここだけ見ると、学習支援だけみたいなイメージに誤解されてしまうとよくないので、これはちょっと書きぶりも含めてご検討いただければと思います。

ほかはいかがでしょうか。

○奈良委員

もう1つだけ。62ページのところなんですけれども、「地域包括ケア体制の構築の推

進」というところなんですけれども。その前のページですね、60ページのところの「現状と課題」というところでは、上から4行目、5行目あたりに、孤独・孤立それからひきこもりというキーワードが出てくるんですけれども、課題認識としてですね。主な取組を見ますと、この「地域包括ケア体制の構築の推進」というところで見えていきますと、その辺のキーワードといいますか、全体を通して出てこないんですけれども、この辺は、どこがこの中に、先ほどのお話ではないですけれども、何か意図して含まれているというふうに考えていいんですか。対策といいますか、取組が。

○中谷福祉推進課長

多分この中だと包括的な、一番最初の「地域包括ケア体制の構築の推進」の中に少なくとも内包される。それから次の、観点はあれですけれども、拠点の整備の中でも当然、その対象としてはなってくるのかなど。表現上、特に1個目の「地域包括ケア体制の構築の推進」あたりだと、孤立の防止になってしまったりとかするので、ここは孤独・孤立とちゃんと書いたほうがいいかなど。上から5行目の部分。ひきこもりとかもちゃんと対応していくということであれば、そのあたりを明示的に書いてもいいのかなど。本人やその家族を適切な相談支援につなげるというあたりで、意図しているかなどという感じはするんですけれども、いずれにしても、課題に対して対応というか、取組がきちんと対応していないといけないかなどは思うので、それが分かるような形で、記載ぶりのほうを検討したいと思います。

○奈良委員

ありがとうございます。特にひきこもりのところについては、当事者だけではなくて家族のほうへの支援ということも重要な要素だと思いますので、そういったところも含めて、今、孤独・孤立それからひきこもりと、課題として大きなものだというふうに思いますので、その辺はきちっと方向性を出したほうが計画としてはいいんじゃないかなというふうに思います。以上です。

○稲葉副部長

ありがとうございます。今、ご指摘があった点、「地域包括ケア体制の構築の推進」のところで、潜在的な要支援者の発見、孤立防止で、本人やそのご家族を適切な相談支援につなげますというのは多分ひきこもり、8050問題を含めて想定されているかと思いますので、その辺も明示的に書き込んでいただくという方向でご検討いただければと思います。

ほか、いかがでしょうか。丸山委員。

○丸山委員

資料をパッと目にしたときに感じたことなんですけれども、概要の2ページの「計画の期間」の図と、こっちの5ページの計画の期間の図を見たときに、私のイメージだと、概要のほうだとここから5年間始まって、3年間ですというのはパッと見で分かるんですけれども、こっちの5ページのほうを見ると、令和3年から5年までという、前の3年分、この図の点線や細い矢印のほう、その区分けだったり、その表記の意味だったりというところは、私、分からないところだったんですけれども。

○中谷福祉推進課長

分かりにくい部分で失礼しました。結局、現行もそうなんですけれど、計画期間が5年のものと3年のものがある中で、どう改定していくかということなんですけれども、

3年部分に合わせて、要は3年ごとに改定をするので、上の3つ、地域福祉計画や成年後見制度利用促進計画、スポーツ・健康づくり推進計画については、計画期間自体は5年先まで見込んで内容を定めるんですけども、ほかの高齢と障害関係の計画が、計画期間3年のタイミングと一緒に改定をします。なので、5年の計画期間がずれていくような感じですね。

その理由なんですけれども、高齢福祉や障害福祉に関する各種計画は、期間の定めがあって、3年というのを、多分サービス料とかを見込む関係だと思うんですけども、割とショートスパンで定めないといけないんです。3年で全部合わせてしまうという考えもあるかと思うんですけども、計画期間としてはやや短い。あと、特に3年目の改定時期になったときに、先の2年分がなくなってしまうというんですか。計画がない状態になってしまうので、5年先まで見込んで、3年ごとにローリングしてやっていく。だからその辺、5年で計画をつくっていると、後ろの2年ぐらいは少し先なので、あまり具体的に書けないということもあるので、そこは3年ごとに改定することで直近になったときに、具体化していくというようなことで想定しているものです。

○丸山委員

分かりました。ありがとうございます。

○稲葉副部長

確かに見比べてみると、概要版のほうが分かりやすいので、ビジュアルも含めて検討していただければと思います。

ほかはいかがでしょうか。

○奈良委員

もう1点。52ページから55ページにかけての施策5の「地域における支えあい活動の推進」というところですけども、この55ページのところで「ヤングケアラー支援」というのがここに入っているんですけども、施策5の「地域における支えあい活動の推進」という施策の中で、これをここに置いた意味というのはどういったことなんでしょうか。ほかのところに置いたほうが、落ち着きがいいのかなとちょっと思ったんですけども。ここに入れた意味というのは教えていただけますでしょうか。

○中谷福祉推進課長

気がつかずというか、ご指摘を受けると、もしかすると施策5よりも施策6のほうがなじむかもしれないと少し思ってしまいました。

○奈良委員

55ページの主な取組を見ますと、最初と最後のところは、相談支援体制の強化をしていきますと書いてあるんですね。

○中谷福祉推進課長

そうですね。そちらでもいいかもしれないという。

○奈良委員

その後のほうに相談支援体制、包括的な相談支援体制ということが出てきますので、そういったところとかのほうが、取組の落ち着きがいいのかなというふうに思いました。

○中谷福祉推進課長

ここは構成を検討したいと思います。今のところよりも、今ご指摘いただいたような、6か7のほうがなじむかなという感じは私でしたので。現状の課題の部分から含めて、構成の見直しというか、どちらがよりなじむというか、構成の話だと思うので、ちょっと検討したいと思います。すみません、気がつかず。ありがとうございます。

○稲葉副部長

施策7の中に「子ども、若者に関する相談支援体制の強化」等もあります。その辺はどうかなと思いますが、改めて整理していただければと思います。

ほか、いかがでしょうか。後でまた思いつくところがあるようでしたら、意見交換会にお越しいただくか、メール、ファクス等でご意見を提出していただければと思います。よろしいでしょうか。

では、続いて議題の2に移りまして、成年後見制度利用促進計画（素案）について、中谷課長からお願いいたします。

○中谷福祉推進課長

私のほうでまたご説明させていただきたいと思います。まず概要のほうの5ページをお開きください。「成年後見制度利用促進計画」につきましては、計画目標としまして、「区民一人ひとりの意思決定が尊重され安心して自分らしく歩める社会」というのを掲げております。こちら現行の計画を踏襲する内容となっております。

基本施策を3つ掲げております。まず1つ目が「本人の尊厳と意思決定を尊重し、本人にとってメリットを感じられるような制度運用」です。施策が2つ、1つ目が「発見・相談体制の充実と意思決定支援の推進」、それから2つ目が「本人の意向・状況を踏まえた申立支援と受任調整の実施」です。それぞれ6つの主な取組を掲げてございます。

次の基本施策2「地域の関係者及び専門職が連携して権利擁護に取り組むネットワークの強化」です。施策はこちらも2つで、1つが「権利擁護に取り組むネットワークの強化」、もう1つが「後見人等支援の充実」です。それぞれ主な取組を5つ定めています。

最後、基本施策3「制度の正しい理解促進のための、より一層の広報・啓発の推進」です。こちらは「成年後見制度・権利擁護支援に関する理解・啓発の推進」を施策として掲げ、主な取組を4つ掲げております。

これらの中で、特に答申の内容を盛り込んだ部分としましては、施策の4番の、4と5の取組なんですけど、素案の抜粋のほうですと、85ページをお開きください。その後ろのほうですね。85ページの一番下の「市民後見人（社会貢献型後見人）の育成・活用」の取組のうち（2）の部分で、市民後見人の活躍の場を増やすといったことが書いてあります。

それから次の86ページの「法人後見実施団体に対する支援」としまして、法人後見を推進するために法人後見実施団体を支援するといったあたりが答申の内容を盛り込んだ部分となっております。

それから最後に87ページから88ページにかけて、成年後見制度・権利擁護支援の普及啓発の記載がありますが、この中の88ページの（2）（3）、判断能力があるうちから準備しておくことが重要といった記載ですとか、普及啓発について効果的な方法の工夫を検討するといったあたりが、答申の内容から盛り込んだ部分となっております。

概要の説明は以上です。

それから、こちらの成年後見制度利用促進計画につきましては、先ほどご紹介したとおり、保田委員から書面でご意見をいただいておりますので、先ほどの当日配付資料のほうをご覧くださいければと思います。

あと、ご質問が1つということで、この成年後見制度利用促進計画の素案の80ページをご覧くださいと、「申立書の作成支援」と「区長申立ての実施と円滑な実施体制の整備」との関係について伺いたいということで、前者につきましては、申立書を作成することが難しい方を対象としていて、後者は申立が見込めない場合が対象とされていると。老人福祉法や知的障害者福祉法、精神保健・精神障害者福祉に関する法律の規定によると、福祉を図るため、特に必要があるときとされていると。一般論として、この両者の線引きがどこにあるのかと。すなわち、どういったときに申立書の作成が難しいと判断されて、どんなときにそれを超えて申立自体が見込めないと判断されるのか。個々の事案によるところが大きいと思いますが、必要な制度を適時に利用することができるために、制度支援の利用の目安をある程度明らかにできればと思って伺うものですといったご質問でした。

事務局としての回答は、下に記載させていただきました。この計画で、申立書の作成支援の取組につきましては、「申立書を作成することが難しい方に」というふうに記載をしているんですが、このことは申立をされる方の判断能力が低下しているから難しいというのではなくて、むしろ記載の仕方が分かりにくくて難しいので教えてほしいと、サポートすることで書けるようになる方を対象としてご説明をする支援となっています。そういった認知症や精神的な障害がある方でも、判断能力がまだ低下していなくて、本人申立てをされる方もいらっしゃいますので、そういう場合と、逆に本人申立ては難しいと思われて、ほかに申立てをしてもらえるような親族の方などがいらっしゃらないので、やむなく区長申立てをする場合、この2つの場合をどこで線引きするかという課題も確かにあると思います。

基本的には成年後見制度をご自分で理解できて、判断もできる方の場合は、本人申立てができます。申立手続を弁護士の方や司法書士の方に委任して行うことももちろんできますし、またその委任契約を自分で締結できるかどうかといったことも1つの目安にはなります。しかし、状況によっては認知症などの進行などが早くて、手続が進行している中で本人の意思が変わってしまったり、また判断能力が低下するといった場合もありますので、一人ひとりの状況をよく見極めて、必要な後見制度の利用が滞らないように判断していくことは必要と考えているというものです。

ご説明は以上です。

○稲葉副部長

ありがとうございます。では、この素案についてご意見、疑問点等ありましたら。

○白岩委員

77ページ、素案のほうの施策1の発見・相談体制の充実のところの右側のページに、「認知症サポーターとの連携」というのは、どこがどこのサポーターさんと連携するというのは、区の施策ということなのかなと思うんですけど。

私は認知症サポーター養成講座に積極的に取り組んでいるほうなので、権利擁護の視点というところまでは、サポーター養成講座というのはいりません。だけれど、発見だとか、地域としての、一般の人の理解をしてという意味では使えるというか、いいなとも思いますし、中野区さんでいうと、その上のサポートリーダーさんとかいうところは積極的にボランティアをやってほしいという動きもあると思うので、全く分からない方が見た場合に、認知症サポーターさんというのはいりません、ここも含まれているというふうに捉えるのではないかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○中谷福祉推進課長

確かに現状だとそこまで講座の中に入っていないというお話だったので、まさにそこを今後、活用させていただいて、権利擁護の中身は入っていないというお話だったので、そこも場合によっては入れさせていただいて、認知症サポーターの方が、またさらにはどうか、発見につながるようなとか、どういった対応につなげていくのかといった部分で、そのほかの部署といいますか、区であったり、成年後見支援センター、社協さんであったりとかいったところと、うまく連携がとれるようにしていきたいというふうに考えています。

確かに、ここも主語がないので、誰と誰が連携するのか分かりにくいなという感じはしましたけれども。

○白岩委員

今後変えていくといえ別だと思えますけれども、今、サポートリーダーさんとか積極的に、本当に連携してほしいとか発見してほしいという思いで活動をつなげようとしても難しいところがあるんですけれども、認知症の方の支援というのは、特別な資格よりも、本当に近所の見守り支援が大事で、だからサポーターに、国がサポーターを活用しろと言っていますから、入れたいんですが、一般の人の理解だとか、そういうところも入れておいたほうが、私は最近そちらの、隣組ではないですけど、そういうほうが、地域で活躍していただくほうがいいのではないかと、そちらにシフトしたいなという思いも持ちながら関わっていますので、一般の人も入れるのか、それとも見守り、発見みたいところを中心にするかとかがいいのかなと思うのですが。

○中谷福祉推進課長

ここは、認知症サポーターだけに限った話に見えてしまうので、実際は認知症の方のサポートとかという意味では、確かに地域の中でどれだけ見守って支えられるかがむしろ肝要であるというのはおっしゃるとおりかなと思うんですけれども。それは権利擁護の観点からも、その部分との関係性といいますか、地域の人たちとの連携というかを、どうつなげていくかというあたりを盛り込めないかというのは検討していきたいなと思います。

○稲葉副部長

ご検討お願いいたします。ほかにはいかがでしょうか。

○奈良委員

それでは1点、ご質問させていただきたいんですけれども。79ページなんですけれども、施策2というところで「成果指標」なんですけれども、現状100%、これを維持していきますよというような感じに見えるんですけれども、「現状と課題」というところでいろいろ課題があって、それを解決するために主な取組というのが次ページ以降にあると思うんですけれども。この現状と課題と取組と、この成果を図るために成果指標があるのかなと思うんですけれども、100%ということだと、指標として、これが合っているのかな、適切なのかなというところをちょっと疑問に思いました。

これは同じように施策3もそうなんです。82ページになりますけれども、この辺についてはどういう考え方で成果指標を設定したのか、お伺いできればと思うんですけれども。

○中谷福祉推進課長

ご指摘ありがとうございます。なかなか成果指標の設定が難しいジャンルなのかなと

は正直思っています、もう苦肉の策ではないんですけど、取りあえず設定しました。おっしゃるとおりで、できて当たり前というか、当然やることを、当たり前と言っはあれなのかもしれないですけど、やらないことがないようにという視点での設定なんですけれど、今、直ちにこの場でよりよい成果指標がパッと出るかというとなかなか難しいので、現状、課題、それから実際やっていく取組と照らしたときに、成果指標としてもっといいものが設定できないかというのは、検討はしてみたいと思います。

ただ、実現できるかどうか、ちょっと自信はないのですが、検討はしたいと思います。

○稲葉副部長

成果指標について、何かアイデアがあれば。もし何かあれば、それぞれご意見を出していただけるようお願いいたします。区のほうでもご検討ください。

ほかはいかがでしょうか。

○宮澤委員

お疲れさまです。こちらの素案の抜粋のほうの88ページの真ん中辺の「知的障害者、精神障害者の家族に対する普及啓発」というところがあるんですけども、やはり障害を持つ子どもの親となると、今いろいろ言われている8050問題で、親が子どものためにやってあげなければいけないときに、実際は認知症が入ってきたりして、親が子どものことをやってあげられないというときに、難しいといわれている成年後見制度の利用の部分ですよね。常々、私はもう1個の成年後見、来週に委員会があるんですけども、そちらのほうでも言っているんですけども、本来であれば、もうその手前の部分、大変なことになってしまっているということに気がついてもらえるような、例えば親が出先で倒れてしまったとか、何かそういうときに、そういった親子の場合に登録制度をつくっておくとか、それが本当の一番の見守りなのではないのかなって。親が一番心配なのは、自分が突然、何かなってしまったときに子どもをどうするかという部分なので、この成年後見のところとはちょっとずれてしまう、もしかしたら前のほうの見守りとか、そちらの部分かもしれないんですけども、そういったところの体制を早急にやっていただきたいなど。

ちょっとまた話がずれてしまうと思うんですけども、中野区は災害時の個別避難計画はものすごく早くに取り組んでいただいでつくられたんですけども、今、私たち、もちろん災害時も大事なんですけども、今、平時ですよ。平時での困ったときの相談ができる、相談というか、緊急時に対応してもらえるような仕組みづくりというもののほうが、はっきり言って、成年後見よりも先に必要で、その登録というのは結構、地域生活支援拠点整備されたところなんかは、登録制でつくられたりとかしているところがあるので、そういった部分を早急に、区のほうでも取り組んでいただきたいというふうに思います。

○辻本障害福祉課長

貴重なご意見いただきましてありがとうございます。今、ご指摘いただいたとおり、防災にとどまらず、やはり平時のときにおきましても、緊急時にどう対応していくのか、スムーズに対応できるかというのは必要だと思っております。

宮澤委員、ご承知のとおりなんですけれども、中野区では相談支援事業所、すこやか、それぞれ設けているところであります。そういった支援事業所が身近にありますので、区役所も含めまして、そういったところでどういったことができるのか、今後検討してまいりたいと考えています。

○宮澤委員

よろしく申し上げます。土日だったり夜間だったりという部分のことが、やっぱり不安なので、その部分の体制が、こう、何かあったときにはここにというのが、他区ではもう番号を掲載されているものが、登録時に配られるみたいな形になっているので。

○大場障害福祉サービス担当課長

障害福祉サービス担当課長の大場です。今の補足になりますが、実は同じ計画の中にあります障害者福祉計画の中で主な取組として、今、宮澤さんからお話があった地域生活支援拠点の整備というところを計画の中でうたっております。

その中で、地域生活支援拠点の中身というところで、知的障害者及び身体障害者を対象とした地域生活支援拠点は介護者である家族の高齢化や疾患など、緊急時の対応も重要な要素と考えているところではございますので、そこは適切に相談に応じられるようコーディネータを配置する予定です。今、まさにおっしゃった親亡き後の問題だけでなく、平時のときに何かあったときにも、そういったところで相談対応できるというところに対して、9年度というところではあるんですけども、きちんと取り組んでいきますということを訴えていますので、補足をさせていただきました。

○宮澤委員

ありがとうございます。やっていただくのが、地域生活支援拠点ができるのが9年度は、もう仕方がないと思うんです。でも、そういった取組自体も、何かやっていただくのを9年まで待たなければいけないかと思うと、ちょっと長いかなど。

これは、私たち親の会としては、本当に早急に何かやっていただきたいなど。今でも何かあったときには区役所の大代表のところに電話すれば夜間でも連絡はつきますよということを言われていますけれども、やっぱり本当に困ったときにはここに、そのためには登録しておきましょうみたいな、何かそういったものがあつたらいいのかなというふうに思います。

○稲葉副部長

障害福祉計画のほうに関わることでしょうけれども、ご検討いただければと思います。どうぞ。

○宮澤委員

全く同じことになるんですけど、私、高齢者・障害者の虐待の会議に出させていたときも、まさしくそういう事例で、8050の前に、急な事故とかけがではなくて、親御さんが認知症になられて、障害者の方が介護するようになるといういろんな問題が出てくるところなので、もう亡くなったりとか緊急時ではない、もう最初からACPとかエンディングノートとかというところでどうするかというのを、元気なうちからしておこうという、その教育だったり仕組みみたいなものは、恐らく建物とかいろんな制度の前に、冊子なり何なりができて進めやすいような方法を準備できたらいいのかなと思いました。同じことですが。

○稲葉副部長

いざ、そうなる前の段階でという話をいただきましたので、ご検討いただければと思います。ほかはいかがでしょうか。

○宮澤委員

今回の生活支援、その前からですね。ですから、88ページの(1)が、将来とか亡き後じゃない、その前というところもちょっと含まれると、またそこに広がりが出やすいのかなと。

○稲葉副部長

ほかはよろしいでしょうか。時間は大分まだありますけれども。2つの計画の素案については、今日のところは以上ということで、また意見交換会や各自ご意見提出という方はお願いできればと思います。

では、本日の議題は以上になりますけれども、ほかに各委員から情報提供等ありましたらお願いいたします。

では、事務局からの連絡をお願いします。

○中谷福祉推進課長

本日お車でお越しの方がいらっしゃいましたら、職員のほうに言っていただければスタンプを押しますのでよろしくお願いいたします。事務局からの事務連絡は以上です。

○稲葉副部長

委員の方からも、よろしいですか。

では、第7回の部会はこれにて終了させていただきます。まだ雨は降っていませんか。不安定ですけれども、気をつけてお帰りください。ありがとうございました。

——了——